

- 目的：◇ 迅速な復興
 - ◇ 防災はもとより、現代の諸課題にも先進的に対応した地域づくり
- 対象：津波被害のあった沿岸市町村の地域（一部項目等は内陸部にも適用）
- 期間：10年間
- 内容：以下の8つの項目（特区）により構成
 - 特別措置は、規制・制度の特例、財政・税制・金融の支援、国の事業実施

1 復興まちづくり推進（特区）

【目的】二度と津波被害による人的被害を出さない安全・安心なまちの実現、住居・都市施設等の迅速な復興の実現。

【主な内容】

● 高台移転・職住分離の推進

- ・ 広範な土地の柔軟・迅速な利用形態見直しが必要。⇒農地法、文化財保護法等の土地利用規制について、許可等の要件の緩和、権限の移譲、同意等を届出とする等の特例を設ける。
- ・ 多数の防災集団移転事業、土地区画整理事業等の実施が必要。⇒膨大な地方負担、多大な被災者の受益者負担を軽減するための特例を設ける。

● 公共土木施設の再整備の推進

津波浸水地域等において同一場所・同一規模等の復旧は困難な場合も。⇒安全な別の場所に、防災性能の強化等を行った場合でも、災害復旧事業の補助対象とする。

2 民間投資促進（特区）

【目的】被災企業の早期の事業再開・ものづくり産業の更なる集積、低炭素型産業の東北への集積。

【主な内容】

● 企業の事業コスト軽減

被災企業の被害は甚大。また、復興にはものづくり産業の更なる集積も必要。
⇒被災企業、新規立地企業の法人税、法人二税、不動産取得税、固定資産税、自動車重量税の課税を10年間免除する。

● 工場等用地の開発の促進

被災地から移転する相当な工場等の用地開発が必要。⇒工場等用地の存する地方公共団体が、都市計画法等の手続の緩和を行うことができるとする特例を設ける。

● 低炭素型産業の東北への集積促進

復興には成長産業の集積が必要。⇒低炭素型産業を東北へ集積することとし、法人税を10年間免除するとともに、日本政策投資銀行の融資利率を他地域の2分の1とする。

3 水産業復興（特区）

【目的】壊滅的被害を受けた水産業の早期復興、生産・加工・販売の一体化等による競争力のある水産業の構築。

【内容】

● 養殖業等の沿岸漁業への民間参入・民間資本導入の促進

沿岸漁業者は生産・生活基盤のほぼ全てを失い、個人での再開は困難。⇒水産業の担い手の一つとして、漁業会社等の新たな経営組織が均等に漁業免許を受けられることができることとする特例を設ける。

4 農業・農村モデル創出（特区）

【目的】甚大な被害を受けた農業の早期復興、収益性の高い農業の実現。

【主な内容】

● 「復興基盤整備事業」の創設

広範な被災農地等の迅速な整備・新たなゾーニングが必要。⇒権利者（所有者・賃借者等）の個別の土地利用を制限し、市町村や土地改良区等が一定期間、一括管理して、基盤整備、土地配分を行うことができることとする制度を創設する。

- ・ 農用地以外の権利者の同意を事業採択の絶対条件としないこととする。
- ・ 行方不明者以外で事業採択に要する一定割合の同意が得られた場合、行方不明者の意思確認を不要とする。
- ・ 権利者が行方不明で失踪宣告の手続がとられていない場合、事業採択の意思確認については、相続を開始するものとみなす。

5 交流ネットワーク復興・強化（特区）

【目的】交通インフラの迅速な復旧、ネットワーク機能の強化、防災機能の強化。

【主な内容】

● 道路ネットワークの強化

沿岸地域の復興に資する三陸縦貫自動車道等の整備促進が必要。⇒直轄事業負担金の免除や国による代行事業の特例を設ける。

● 港湾の機能の強化

宮城県は国内唯一の45フィートコンテナ公道輸送可能区域。コンテナ利用を促進し物流のコストダウンを図り、復興につなげる。⇒インセンティブ補助を拡充する。

● 空港の機能の強化

震災や風評被害により航空需要が低迷している仙台空港への就航・路線維持のための対策が必要。⇒空港使用料（着陸料、停留料、保安料）を10年間免除する。

6 クリーンエネルギー活用促進（特区）

【目的】震災復興に当たりクリーンエネルギーの積極的な導入、環境配慮と経済発展が両立した先進的地域の実現。

【主な内容】

● 街や地域での活用促進（エコタウンの実現）

津波被害を受けた利用困難地の有効活用と、再生可能エネルギーのコストダウンが、それぞれ求められる。⇒2つの課題を同時に解決すべく、国による用地買収・無償貸与により、太平洋メガソーラーベルト地帯を創設する。

● 家庭部門での活用促進（エコハウスの実現）

家庭用太陽光発電設備は、初期投資が大きいことが課題。⇒設備導入に係る無利子融資等のインセンティブ制度を創設する。

7 医療・福祉復興（特区）

【目的】壊滅的被害を受けた沿岸部における医療・福祉サービスの確保、先進的な地域包括医療体制の構築。

【主な内容】

● 医療・福祉サービスの確保

被災地では医師や職員の確保が困難。配置基準を達成できないと、診療報酬減額のおそれ。⇒配置基準を緩和する特例を設ける。

● 地域包括医療体制の構築

仮設住宅等の入居者の保健医療活動において、医療・福祉機関の情報共有が不可欠。⇒被災者の医療情報を共有するシステムを構築するモデル事業を実施する。

8 教育復興（特区）

【目的】壊滅的被害を受けた沿岸部の教育環境のすみやかな復興、学校に地域コミュニティの防災拠点としての機能を付与、精神的・経済的被害を受けた児童生徒に対する万全のケア、地域の復興・未来を支える人材の育成、学業継続の支援、被害を受けた貴重な文化財の修復・保全。

【主な内容】

● 学校に対する防災拠点機能の付与

今回、多くの学校が防災拠点として重要な役割を果たす。その機能強化が必要。⇒学校を地域の防災拠点としてハード・ソフト両面で整備するモデル事業を実施する。

● 児童生徒に対する万全のケア

悲惨な体験をした児童生徒の心のケアが必要。⇒養護教諭や学校事務職員をはじめとする教職員の加配特例を設ける。

● 地域の復興・未来を担う人材の育成

地域産業が求める職業能力等を、高等教育において確実に定着させることが重要。⇒公立高校において、学校設定教科・科目の修得単位数の制限を撤廃し、長期インターンシップ等の教科・科目に単位数を柔軟に配当できる特例を設ける。

1 復興まちづくり推進 (特区)

目 的

- 二度と津波被害による人的被害を出さない安全・安心なまちの実現
- 住居、都市施設等の迅速な復興の実現

内 容

1 高台移転・職住分離の推進

(1) 土地利用見直しの迅速化

- 土地利用見直しに係る各種手続の特例
相当かつ迅速な土地利用見直しが必要。
⇒ そのための包括的な特例を。(都市計画法、農地法、海岸法、森林法、農振法、文化財保護法、自然公園法、都市公園法等)
 - ・ 農地転用許可、保安林解除、特別名勝の現状変更許可など、大臣権限を知事権限とする特例を。
 - ・ 農地転用、保安林解除、特別名勝の現状変更許可など、復興に必要と認める場合には許可、解除等ができることとする特例を。
 - ・ 農振法における農用地利用計画について、県同意を届出とするなど、国や県の同意や協議を、届出とする特例を。

(2) まちづくりを支援する事業の推進

- ① 防災集団移転事業の特例
津波被害により市街地が消失し、公共施設及び住宅等の高台への移転が必要。また、受益者が被災しており、その負担軽減が必要。
⇒◇ 補助率の嵩上げを。
◇ 事業採択基準を緩和する特例を。
◇ 受益者負担の免除を。
- ② 土地区画整理事業の特例
ア 移転先は都市計画区域外もあり得る。
⇒ 区域外を含めて一体的に取り組むための特例を。
イ 小規模な市街地でも適用したい。
⇒ 採択要件を緩和する特例を。
ウ 事業量が膨大となる。
⇒◇ 補助率の嵩上げを。
◇ 補助対象の拡大を。
- ③ 災害復旧事業の特例
ア 公共土木施設の災害復旧は原形復旧が原則だが、移転などにより別地域への移転・新設が必要な施設が多数。
⇒ これらについても災害復旧事業の対象に。

イ 全半壊のため改築が必要な公共建築物が多数。同一規模等の原形復旧は不適當。

⇒ 防災性能の強化・施設の複合化等の変更を柔軟に認め、災害復旧事業の対象に。

ウ 今回の被害額が膨大なため地方負担が多額。

⇒◇ 補助率の嵩上げを（10/10）。

④ 土砂災害対策事業の特例

ア 特定利用斜面保全事業・砂防事業・急傾斜地崩壊事業の推進
津波により人家が消失。また、受益者が被災。

⇒◇ 事業採択基準の緩和（保全人家を震災直前で算定）を。

◇ 受益者負担の免除を。

イ 土砂災害防止法に基づく基礎調査の推進

震災により地盤が緩み緊急の調査必要箇所が多数。

⇒ 補助率の嵩上げを。

2 住宅整備の推進

(1) 災害公営住宅の整備推進

地方負担が多額。整備に5年は必要。

⇒◇ 補助率の嵩上げを。

◇ 入居者への譲渡基準（耐用年数の1/4経過）の撤廃を。

◇ 補助対象期間の延長を（2年→5年）。

◇ 入居者要件緩和期間の延長を（3年→当分の間）。

(2) 地域優良賃貸住宅の整備推進

地方負担が多額。

⇒◇ 補助率の嵩上げを。

◇ 補助対象の拡大を（共用部分等→全体）。

(3) 住宅地区改良事業・小規模住宅地区改良事業の推進

地方負担が多額。事業実施要件に係る「不良住宅」判定が煩雑。

⇒◇ 補助率の嵩上げを。

◇ 手続の簡素化を（津波被害を受けた住宅を不良住宅とみなす）。

3 地盤沈下に伴う総合治水対策の推進

○ ダム事業・河川改修事業等の特例

震災に伴う地盤沈下が広範囲にわたり、治水安全度が低下していることから、総合治水対策が喫緊の課題。また、地方負担が多額。

⇒ 補助率の嵩上げを（10/10）。

2 民間投資促進（特区）

目的

○ 被災企業の早期の事業再開・ものづくり産業の更なる集積

○ 低炭素型産業の東北への集積

被災企業の早期の事業再開・ものづくり産業の更なる集積

(1) 企業の事業コスト軽減

① 税制の優遇

被災企業の被害は甚大。復興には被災企業の早期の事業再開とものづくり産業の更なる集積に向けた企業誘致が必要。そのためには税制優遇による民間投資の促進が必要。

⇒◇ 課税免除を（10年間、法人税・法人二税・不動産取得税・固定資産税・自動車重量税）。

◇ 被災企業へ法人税還付を（過去5年）。

◇ 法人税の特別償却の拡充を（建物15%、設備30%→一律50%）

② 工場等建設に係る各種手続の特例

各種手続の迅速化・企業負担軽減が必要。

⇒ 工場等の立地先の地方公共団体が、各種手続の緩和を行うことができることとする特例を。（建築基準法、消防法等）

③ 工場等設備に係る補助の特例・創設

津波浸水地域の企業は、荷役機械や車両等の設備の大半を失う。

⇒ その再配置に対する補助の優先適用や、新たな補助制度の創設を。

(2) 工場等用地の開発の促進

① 工場等用地開発に係る各種手続の特例

相当な工場等用地開発が必要。企業が求める短期間での用地開発に対応するためには、各種手続の迅速化が必要。

⇒ 工場等用地の存する地方公共団体が、各種手続の緩和を行うことができることとする特例を。（都市計画法、農地法、土対法、環境影響評価法、森林法、工場立地法、農振法、国土利用計画法、自然公園法、都市公園法等）

② 補助の創設・国の特別措置

相当な工場等用地開発が必要。官民ともに負担が多大。

⇒◇ 補助制度の創設を。

◇ 国有地の無償払い下げを。

◇ 工場等用地に係るインフラ（接続道路、上下水道等）整備事業の優先採択を。

(3) 低炭素型産業の東北への集積促進

① 税制の優遇

復興にはクリーンエネルギーなど成長が期待される新たな産業分野の集積が必要。そのためには税制優遇による民間投資の促進が必要。

⇒ 課税の免除を（10年間、法人税）。

② 金融の特例

⇒ 日本政策投資銀行の融資利率の更なる引き下げを（他地域の1/2に）。

3 水産業復興（特区）

目 的

- 壊滅的被害を受けた水産業の早期復興
- 生産・加工・販売との一体化等による競争力のある水産業の構築

内 容

養殖業等の沿岸漁業への民間参入・民間資本導入の促進

- 漁業免許付与の優先順位の特例
沿岸漁業者は生産・生活基盤のほぼ全てを失い、個人での再開は困難。
⇒ 現状は漁協が漁業免許の取得につき優先順位を有するとされている。水産業の早期復興と競争力強化に向けて必要な資本導入等を促進するため、水産業の復興の担い手の一つとして、漁業会社等の新たな経営組織が均等に漁業免許を受けられることとする特例を。

4 農業・農村モデル創出（特区）

目 的

- 甚大な被害を受けた農業の早期復興
- 収益性の高い農業の実現

内 容

農業再構築に向けた復興基盤の整備

- ① 「復興基盤整備事業」の創設
被災した広範な農地等を一括かつ迅速に再整備し、かつ、最適な形でゾーニングを行うことが必要。
⇒ 農地等の権利者（所有者・賃借者等）の個別の土地利用を制限し、市町村や土地改良区等が一定期間、一括管理して、基盤整備を行った上で、土地配分を行う制度の創設を。
 - ・ 土地改良事業では、農用地以外の権利者については、その全員の同意が必要とされている。
→ 農用地以外の権利者は、事業採択同意において、農地の権利者と同等の権利のみを有することとする。
 - ・ 土地の権利を持つ者が被災により行方不明となっていることが想定される。
→ 行方不明者以外で事業採択に要する一定割合以上の同意が得られた場合には、行方不明者の事業採択の意思の確認を要しないこととする。
 - ・ 権利者が行方不明で失踪宣告手続がとられていない場合があり得る。
→ 一定要件を満たせば、事業採択の意思の確認についてのみ、相続を

開始するものとして取り扱うことができることとする。

② 国による財政措置

ア 「復興基盤整備事業」に対する補助の創設

⇒ 国の高率補助の創設を。

イ 沿岸部で地盤沈下し、農地として復旧が困難な土地

⇒ 国が買い上げ、緩衝地帯として整備を。

ウ 既に土地改良事業を実施した後に被災した地域が、新たに復興基盤整備事業に取り組む場合

⇒ 土地改良事業に係る償還経費の助成を。

エ ゾーニング後、整備した農地・施設を活用し、共同化・法人化等により効率的な営農を行う団体（集落）

⇒ 資金貸付の要件緩和、経営力向上・6次産業化等の取り組みに対する高率助成を。

5 交流ネットワーク復興・強化（特区）

目 的

- 交通インフラの迅速な復旧
- ネットワーク機能の強化
- 防災機能の強化

内 容

1 道路ネットワークの強化

(1) 広域沿岸地域の基幹道路の整備推進（三陸道、常磐道、直轄国道等）

① 直轄負担金の特例

三陸縦貫自動車道の整備及び国管理道路の災害復旧事業に係る国直轄事業の負担金が極めて多額。

⇒ 負担金の支払免除を。

② 国による代行事業の実施

防災・減災に寄与する高規格道路の早期整備は喫緊の課題。

⇒ 直轄代行事業の拡大を（国道に加えて県道も対象に）。

(2) 防災道路の整備推進

○ 補助の拡充

ア 防災機能を強化した道路の整備は喫緊の課題。地方負担が多額。

⇒ 補助率の嵩上げ（10/10）を。

イ 孤立解消のための離島振興（大島架橋関連）事業は喫緊の課題。地方負担が多額。

⇒ 補助率の嵩上げ（10/10）を。

ウ 復興まちづくりに伴う集団移転関連道路整備は喫緊の課題。地方負担が多額。

⇒ 補助率の嵩上げ（10/10）を。

(3) 高速道路網の利便促進

① 補助の創設

ア 高速道路無料化により生じる地方有料道路の減収費用が多額。

⇒ 減収費用を補てんする補助制度（10/10）の創設を。

イ 救急医療施設へのアクセス性向上に向けた緊急退出路等の整備が喫緊の課題。負担が多額。

⇒ 補助率の嵩上げ（10/10）を。

② 国による管理の実施

仙台南部道路と高速道路の災害時の一体的対応が喫緊の課題。

⇒ 国道に指定し、有償移管により東日本高速道路株式会社への編入を。

2 鉄道ネットワークの再整備

① 補助の拡充

沿岸部の鉄道は甚大な被害。多大な復旧費が経営を圧迫。

⇒ 補助率の嵩上げ（10/10）を。

② 三セク鉄道の財政支援

被災した三セク鉄道の運行継続支援が必要。

⇒◇ 金融機関からの借入金の精算に必要な保証金の免除を可能とする制度の創設を。

◇ 地方公共団体の運行継続支援のための負担について、特段の地方財政措置を。

3 港湾の機能の強化

(1) 港湾・漁港の統廃合の推進

○ 規制の特例

港湾復興は背後のまちづくりと連携した復旧・復興が必要なため、港湾及び漁港の統廃合が必要。しかし、複数の省に係る案件であり、多大な期間を要する。

⇒ 大臣認可案件を、県知事の認可案件とする特例を。

(2) 外国船舶の入港の促進

○ 関税の特例

原発事故により、外国船舶が入港を敬遠。背後地立地企業の復興の阻害に。

⇒ 入港インセンティブのため、港湾で取り扱う貨物に係る関税を非課税とする特例を。

(3) 45フィートコンテナの利用の促進

① 補助の創設・拡充

宮城県は、国内で唯一、45フィートコンテナを公道輸送できる区域。その導入を促進し、物流のコストダウンを図り、復興につなげる必要。

⇒◇ 45フィートコンテナ輸送路線の質的改良に係る補助制度の創設を。

◇ 45フィートコンテナ導入支援のための補助制度の拡充・優先適用を。

② 関税の特例

⇒ 45フィートコンテナ利用の輸入品の関税率の引き下げを。

③ 高速道路料金の特例

⇒ 45フィートコンテナ輸送種の県内高速道路通行料金の割引を。

4 空港の機能の強化

- 仙台空港に係る着陸料等の特例
各航空会社は、津波による物的被害や運休による減収、風評被害等による航空需要の回復の遅れなどにより、路線の維持について不透明感。
⇒ 仙台空港への就航・路線の維持を推進するため、空港使用料（着陸料、停留料、保安料）を10年間、免除する特例を。

6 クリーンエネルギー活用促進（特区）

目 的

- 震災復興にあたりクリーンエネルギーの積極的な導入
- 環境配慮と経済発展が両立した先進的地域の実現

内 容

1 街や地域での活用促進（エコタウンの実現）

(1) 再生可能エネルギーの大量導入

① 規制の特例

- ア 大規模太陽光発電施設の設置につき建築基準法・電気事業法の規制。
⇒ 建築確認や届出の規模要件を緩和する特例を。
- イ 地熱発電施設の設置につき自然公園法・森林法の規制。
⇒ 地表部に影響のない採掘方法を許可できるとする特例を。

② 再生可能エネルギー買取価格の特例

- 一からのまちづくりを行う被災地はモデル地区として最適。
⇒ 買取価格を全国より高い価格とする特例を。

(2) 太平洋メガソーラーベルト地帯の創設

○ 国による用地買取・無償貸与の実施

- 津波被害を受けた利用困難地の有効活用と、再生可能エネルギーのコストダウンが、それぞれ求められる。
⇒ 2つの課題を同時に解決すべく、国による買取・無償貸与を。

(3) 先進的コージェネレーション街区の実現

○ 規制の特例

- ア 燃料電池等のいわゆる小規模分散型発電設備につき、各種の規制。
⇒ 保安規定の作成や電気主任技術者の設置義務等の適用を緩和する特例を。
- イ 熱供給導管の道路設置につき、各種の規制。
⇒ 道路占有許可等を緩和する特例を。

(4) スマートグリッド基盤設備の導入

① 規制の特例

- スマートメーターの普及にあたり、各種の規制。
⇒ 2MHz～30MHzの周波数帯でのPLCの屋外利用に関する規制緩和

や、計量・遠隔検針等に係る規制を緩和する特例を。

② 補助の創設

電気事業者において、系統電力網の安定化対策・設備強化等が必要に。

⇒ 新たな補助制度の創設を。

2 家庭部門での活用促進（エコハウスの実現）

(1) 自立・分散型スマートエネルギーハウスの促進

① 補助の拡充・税の優遇

ア 高断熱・省エネ住宅は、エネルギーの効率的利用に不可欠。

⇒ その新築・改修を誘導するため、住宅エコポイントの拡充、税の優遇を。

イ 高効率給湯器・燃料電池は、熱利用の効率化に高い効果あり。

⇒ その普及を促進するため、補助の拡充を。

ウ 家庭用蓄電池は、余剰電力の蓄電・系統安定化等に不可欠。

⇒ その普及を促進するため、新たな補助制度の創設を。

② 規制の特例

電気事業法等では、太陽光発電等の系統連系は各戸毎に行う必要。集合住宅での導入が困難かつ煩雑。

⇒ 集合住宅での導入を促進するため、関係法令の特例を。

(2) 全住宅ソーラーハウス化の促進

○ 無利子融資制度等の創設

家庭用太陽光発電設備は、採算性は高まりつつあるが、初期投資が大きいことが課題。

⇒ 設備導入に係る無利子融資制度等、インセンティブの創設を。

3 産業部門での活用促進（エコファクトリーの実現）

○ 環境配慮型企业集積のための補助の創設・拡充等

ア 大型蓄電池は、再生可能エネルギーの有効利用等に高い効果があるが高価。

⇒ その導入を促進するため、新たな補助制度の創設を。

イ 省エネ・新エネ設備導入に対する補助制度はあるが、要件が厳しい上、今年度より一部対象を見直し。

⇒◇ 要件緩和の特例や制度の拡充を。

◇ 補助率の嵩上げを。

ウ 低炭素型設備のリース保険制度が、本年度より開始。

⇒ リスク対策の上乗せ措置等の特例を。

7 医療・福祉復興（特区）

目的

- 壊滅的被害を受けた沿岸部における医療・福祉サービスの確保
- 先進的な地域包括医療体制の構築

1 医療・福祉サービスの確保

(1) 医療・福祉施設の再整備

① 補助の拡充

ア 民間医療機関・社会福祉施設も被害が甚大。負債のみ残り、診療等の再開が困難。

⇒ 政策医療を担わなくとも災害復旧事業の補助対象に。

イ 補助対象となっている医療機関・社会福祉施設に係る地方負担が膨大。

⇒ 補助率の更なる嵩上げを。

ウ 薬局等が壊滅した被災地では、住民に対する医薬品の供給体制が不十分。

⇒ 構造設備規制等を緩和する特例を。

② 特別養護老人ホーム等の設置主体・設置方式の拡充

被災地は高齢者の多くが自宅や同居家族を失い、施設介護サービスのニーズが高まっている。

⇒◇ 社会福祉法人に限定されている特別養護老人ホーム等の設置を、他の経済的基盤や社会的信用を有する法人にも認める特例を。

◇ 建物は自己所有が条件となっている特別養護老人ホームの設置を、リースも可能とする特例を。

◇ 廃止が決まっている「一部ユニット型」施設類型を、当面維持する特例を。

(2) 医療機関の収入の確保・存続の支援

① 医師数・職員数・病床数・収容人数等の基準の特例

ア 被災地では医師や職員の確保が困難。医師・職員配置基準を達成できないと、診療報酬減額のおそれ。

⇒ 医師・職員の員数及び診療報酬上の報酬減額を緩和する特例を。

イ 被災地では仮設病院を開設。敷地が隣接して手術室等を安全に共用できる場合も。

⇒ 手術室等について、安全性に問題がないと認められる場合、他の医療機関との共有を認める特例を。

ウ 被災地の入院機能回復には相当の期間を要する。

⇒ 入院患者数・入院病床種別の特例の延長を。

② 医療法人の業務の特例

被災医療機関は多大な復旧資金の調達に苦慮。

⇒◇ 被災医療機関が行える収益事業の範囲を拡大する特例を。

◇ 被災医療機関が発行する医療機関債を他の医療法人が引き受けることができることとする特例を。

③ 医療法人の解散事由の特例

医療機関を運営する一般財団法人は、2年連続で純資産が300万未満となった場合に解散することとされているが、被災地では被害の大きさから純資産額がマイナスとなっているものも。

⇒ 期間を延長（10年）する特例を。

④ 医療従事者の人材流出防止制度の創設

被災病院等においては、診療再開までの期間が長期化することにより、医療従事者の雇用の維持が困難。

⇒ 地域における医療従事者の雇いを維持するため、病院機能が回復するまでの間、国関連の医療機関等において期間を限定して雇用する制度の創設を。

(3) 巡回医療サービスの確保

○ 診療報酬の特例

被災地ではプレハブであっても診療所の建設が困難な地域が多数。

⇒ 無医地区以外であっても、避難所や仮設住宅等で行う巡回医療について保険請求を認める特例を。

(4) 精神障害者の医療の確保

○ 診療報酬の特例

被災精神障害者のストレスは過酷。医療機関や訪問看護ステーションにおける手厚い心のケアが必要。

⇒◇ 訪問看護の実施者につき精神保健福祉士・臨床心理技術者を追加する特例を。

◇ 算定方法につき訪問回数を増加する特例を。

(5) 被災者の心のケアの確保

○ 診療報酬の特例

PTSDなどのストレス関連症状の発生の増加が予想されるため、認知療法・認知行動療法等に習熟した医療者の確保が必要。

⇒◇ 認知療法・認知行動療法の実施者につき、臨床心理技術者等を追加する特例を。

◇ 対象者につきPTSD等を追加する特例を。

(6) 保育サービスの確保

○ 設置主体・資格要件等の特例

保育所が多大な被害。幼稚園や認可外保育施設の資源を活用した保育所整備により、保育サービスを確保することが必要。

⇒◇ 都道府県及び市町村が補助可能な設置主体として学校法人・NPO法人等を追加する特例を。

◇ 満3歳以上の幼児については、保育士の資格を持たない幼稚園教諭の配置を可能とする特例を。

◇ 保育所運営初年度は、土地の取得等に要する経費等に、保育所運営費を充てることができないこととする規定の適用除外を。

◇ 不動産の貸与を受け保育所を設置する場合、安定的に賃料を支払い得る財源の確保を認可要件とする規定の適用除外を。

2 地域包括医療体制の構築

(1) 患者データの電子化

○ 国によるモデル事業の実施

多くの医療機関のカルテ等の滅失が、医療救護活動や保健活動の大きな制約に。また、今後、避難所や仮設住宅の入居者の保健医療活動において、医療・福祉機関の情報共有が不可欠。

⇒ 被災者の医療情報を医療・福祉機関で共有するシステムを構築するモデル事業を国において実施を。

(2) 介護サービスと障害者サービスの連携強化

① 事業所指定の特例

介護保険法と障害者自立支援法の2つの法律による事業所指定（訪問介護・居宅介護）を1つの事業所が受ける場合、手続きが煩雑。

⇒ 一方の指定をもって他方の指定も受けたとみなす特例を。

② 職員定数の特例

介護保険法と障害者自立支援法の2つの法律による事業所指定を1つの事業所が受ける場合、職員定数上、兼務が困難。

⇒ 兼務職員を職員定数上カウントすることとする特例を。

8 教育復興（特区）

目 的

- 壊滅的被害を受けた沿岸部の教育環境のすみやかな復興
- 学校に地域コミュニティの防災拠点としての機能を付与
- 精神的・経済的被害を受けた児童生徒に対する万全のケア
- 地域の復興・未来を支える人材の育成
- 学業継続の支援
- 被害を受けた貴重な文化財の修復・保全

内 容

1 教育施設の再整備の推進

(1) 公立・私立学校施設、社会教育施設の再整備

○ 補助の弾力化・拡充

ア 安全確保のため移転必要な施設多数。同一場所への原形復旧は非現実的。

⇒ 整備計画決定、移転用地確保に十分な期間を認め、移転改築についても災害復旧事業の対象に。

イ 全半壊のため改築必要な施設多数。同一規模等の原形復旧は不適當。

⇒ 防災機能の強化、施設の統合・複合化等の変更を柔軟に認め、災害復旧事業の対象に。

ウ 現行の補助対象・補助率では、地方負担が膨大。

⇒◇ 用地取得費、造成費、附帯工事費も補助対象に。

◇ 補助率の更なる嵩上げを。

(2) 教育研修施設の再整備

○ 補助の創設

地方公共団体の単独施設のため補助制度なし。しかし、甚大な被害。

⇒ これらについても災害復旧事業の補助対象に。

2 学校に対する防災拠点機能※の付与

【※防災拠点機能のイメージ】

- ・ 一般防災拠点学校、高次防災拠点学校を指定
- ・ 前者は備蓄倉庫等を、後者は電力・通信・飲料・救護に関する自立的設備を整備
- ・ 防災担当職員を設置・育成、防災教育を実施

① 補助の創設

今回、多くの学校が事実上の防災拠点として活用され、その機能強化の喫緊性が明らかに。

⇒ 国のモデル補助（10/10）の創設を。

② 教職員定数の特例

今回の災害で防災教育の重要性が明らかに。

⇒ 義務標準法施行令に防災担当教育設置に係る「防災加配」の新設を。

③ 電力買取制度の特例

自立電源設備を設置する場合、運用コスト削減が課題に。

⇒ 防災拠点指定学校における太陽光発電余剰電力の買取について優遇する特例を。

3 児童生徒に対する万全のケア

(1) 教職員の充実

○ 教職員の定数の特例

被災した児童生徒に対するきめの細かい指導や、悲惨な体験をした児童生徒に対する心のケアが必要。また、学校現場の正常化のための膨大な事務を処理する事務職員の確保が必要。

⇒ 養護教員や学校事務職員をはじめとする教職員を加配する特例を。

(2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの充実

○ 補助の拡充

震災により精神的苦痛を受けた児童生徒に対し、継続的な心のケアが必要。

⇒◇ 県立学校におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー一事業も補助対象に。

◇ 小中学校におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー一事業の補助率の嵩上げを（10/10）。

◇ 私立学校におけるスクールカウンセラー事業に係る補助対象学校の拡大、補助額の引き上げ、補助率の嵩上げを。

(3) 就学のための支援

○ 補助の創設

ア 保護者が被災した児童生徒の就学について、継続的な経済的支援が必要。

⇒ 新たな補助制度の創設を。

イ 高校生の通学について、被災による校舎移転、公共交通の不通等により通学困難者が発生。

⇒◇ 被災し、校舎を移転した高校のスクールバス運行等に対する補助制度の創設を。

◇ 被災した高校生の通学に対する支援のための補助制度の創設を。

4 学業継続の支援

① 補助の創設

被災者に対する授業料の免除や経済的支援に係る負担が多岐に。

⇒ 新たな補助制度の創設を。

② 奨学金制度の充実

被災学生が多数に上る中で、現行制度上、無利子奨学金には人数に限り。

⇒◇ 募集人数の制限の撤廃の特例を。

◇ 一定の要件を満たす学生について給付型奨学金の創設を。

5 地域の復興・未来を担う人材の育成

(1) 人材育成のための少人数学級編成

○ 教職員定数の特例

地域の復興・未来を支える高度・多様な能力を持つ人材育成が必要。

⇒ 被災を受けた地区の県立高校における教員配置について、少人数の学級編成を40人学級編成とみなす特例を。

(2) 教育課程の充実

○ 教育課程の特例

地域産業が求める職業能力等を高等学校教育において確実に定着させることが重要。

⇒ 公立高校（普通課）において、学校設定教科・科目の修得単位数の制限を撤廃し、長期インターンシップ等の教科・科目に柔軟に単位数を配当できる特例を。

6 文化財修復・保全の推進

○ 補助の拡充

ア 国指定・登録文化財の所有者が被災し、修理費用の負担が困難に。

⇒ 文化財修理事業における補助率の嵩上げ、補助対象の拡大を。

イ 復興事業の実施に伴い、民間事業による埋蔵文化財調査費の公費負担が多額に。

⇒ 埋蔵文化財調査事業における補助率の嵩上げ、補助対象の拡大を。